

「臨時の駐車許可制度」廃止のお知らせ

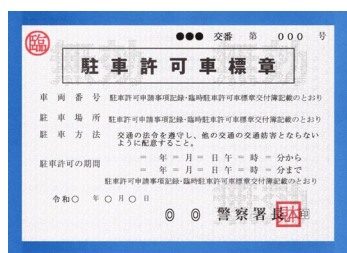


兵庫県警察においては、許可を受ける期間が7日未満の駐車許可について、口頭申告で申請を行うことができる、いわゆる「臨時の駐車許可」制度を長年運用してきましたが、この度この運用を廃止することとなりました。

運用最終日

※許可期間の最終期限です。

令和7年（2025年）11月30日（日）



駐車許可車標章

変更

様式第14号（第3条の2関係）	
駐車許可申請書	
警察署長 様	年 月 日
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
職別	
車 台 番 号	
許可を受けようとする 日 時 期 間	
許可を受けようとする 場 所	
許可を受けようとする 種 別	
備 考	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

（新）駐車許可証

臨時の駐車許可が廃止されたらどうなるの？

- ・申請する際は許可期間に関わらず、申請書による申請手续が必要です。
- ・原則、即日に許可を受けることはできません。
- ・申請の受理、許可証の交付について交番、宿直での取扱いはしません。

警察署交通課で、窓口業務の受付時間（平日9時～16時）中に申請等ができます。

申請に関するご案内

- ・臨時の駐車許可制度を廃止する以前でも申請書による申請ができます。
- ・定期的に駐車する必要がある用務を行う場合は長期間の許可（最長1年間）を申請することができます。
- ・一度許可を受けた内容（臨時の駐車許可の場合を除く）と同一内容の駐車について許可期間を延長するための申請はオンライン申請ができます。

「警察行政手続サイト（<https://proc.npa.go.jp/>）」（※警察庁のサイトです）